

## さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、企業が研究開発機能、本社機能、製造機能又は東日本の活動拠点機能（以下「研究開発機能等」という。）を有する事業所等を市内に新たに賃借して開設する場合に、当該経費の一部を補助することにより、市内への企業の進出を促進し、もって本市産業の集積及び経済の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象業種 別表に掲げる産業分野に関する製品製造又はそのための技術提供を行う業種をいう。
- (2) 企業 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号に規定する普通法人をいう。
- (3) 研究開発機能 機器、装置、システム等の技術開発又は素材若しくは製品の開発を行うための試験研究、分析評価等を行う機能をいう。
- (4) 本社機能 総務部門、経理部門、企画部門、事業統括部門その他これらに類する部門で、企業の中核機能をいう。
- (5) 製造機能 様々な原材料を用いて、加工又は組立てを行い、製品を製造する機能をいう。
- (6) 東日本の活動拠点機能 支社（専ら倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供するものを除く。）としての機能を有し、その事業の対象地域に、本市の区域及び北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県又は長野県の区域を含むものをいう。
- (7) 進出 市内に建物を賃借して研究開発機能等を有する事業所等を新たに開設し、事業を営むことをいう。
- (8) 賃借料 進出に要する建物賃借料をいい、敷金、保証金その他これに類する経費（消費税額及び地方消費税額を含む。）を除いたものをいう。
- (9) 常時雇用者 事業所等に勤務する労働者で雇用保険法（昭和49年法律第11

6号) 第4条第1項に規定する被保険者をいう。

- (10) 役員 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。
- (11) 暴力団 さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (12) 暴力団員 さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (13) 特定エリア 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成14年政令第257号）第1条に規定する大宮駅周辺地域及びさいたま新都心駅周辺地域をいう。
- (14) オフィス 企業が主として事務を行う占有のスペースを指し、研究開発機能、本社機能、製造機能又は東日本の活動拠点機能として利用するものをいう。ただし、住居、店舗、商品（原材料を含む）保管用倉庫、個人及び一般消費者等に対し販売やサービスを行う店舗型事務所及び各種教室等、他人に貸し付け又は使用させる貸事務所、コワーキングスペース等は除く。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に建物を賃借して研究開発機能等を有する事業所等を新たに開設し補助対象業種を事業として営む者で次に掲げる全ての要件を満たすもの及び次条第1項に規定する者とする。

- (1) 1年以上（合併、分割その他の事由により事業が承継された場合においては従前からの期間を含む。）の事業実績を有する企業であること。
- (2) 当該事業所等において、本社機能、製造機能及び東日本の活動拠点機能に係る常時雇用者が10人以上又は研究開発機能に係る常時雇用者が5人以上であること（当該事業所等が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である場合にあっては、研究開発機能、本社機能、製造機能及び東日本の活動拠点機能に係る常時雇用者が5人以上であること。）。
- (3) 当該事業所等が他の制度による賃借料の補助を受けないこと。
- (4) 当該事業所等がさいたま市産業立地促進補助金交付要綱（平成17年さいたま市告示第908号）第16条の規定による補助金の交付を受けないこと。
- (5) 事業に必要な届出又は許認可等を取得していること。

(6) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団

(2) 補助対象事業者の役員のうち暴力団員に該当する者があるもの  
(特定エリア特例)

第3条の2 前条第1項の規定に該当する者を除き、特定エリア内に建物を賃借して研究開発機能等を有する事業所等を新たに開設し、事業を営む者で次に掲げる全ての要件を満たすものは補助対象事業者とする。

(1) 前条第1項各号(第2号を除く。)の要件を満たすこと。

(2) 当該事業所等のうち、オフィスの用途に供する床面積が1,000平方メートルを超えること。

(3) 当該事業所等において、常時雇用者が50人を超えること。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を主として営んでいないこと。

(5) 宗教活動や政治活動に関する事業を営んでいないこと。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する補助対象事業者について準用する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、賃借料とする。ただし、賃借料の額が、近隣地域等の賃借料に比べて著しく高額であると認められるときは、当該近隣地域等の賃借料を基準として市長が算出した額を補助対象経費とする。

2 前項の賃借料には、補助対象事業者が、当該補助対象事業者の親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。)で、当該補助対象事業者が第7条の事業計画を市長に提出する日の属する事業年度の前年度について、当該補助対象事業者を含む企業集団に係る連結計算書類(同法第444条第1項に規定する連結計算書類をいう。)を作成したものの事業所等(さいたま市産業立地促進補助金交付要綱第2条第7号に規定する立地に係る事業所等に限る。)を賃借した場合における賃借料を含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、賃借料が発生した月から起算して3月分の補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1企業につき総額で500万円を限度とする。

(大型特例)

第6条 第3条第1項に規定する補助対象事業者のうち、次の各号のいずれにも該当する者については、前条の規定にかかわらず、補助金の額は1企業につき総額で1,000万円を限度とする。

- (1) 3年以上（合併、分割その他の事由により事業が承継された場合においては従前からの期間を含む。）の事業実績を有する企業であること。
- (2) 当該事業所等の床面積が1,000平方メートルを超えること又は常時雇用者が100人を超えること。

2 前項の規定は、第3条の2第1項に規定する補助対象事業者について準用する。この場合において、前項第2号中「床面積が1,000平方メートルを超えること又は常時雇用者が100人」とあるのは、「常時雇用者が100人」と読み替えるものとする。

(事業計画の確認)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金の交付の対象となる研究開発機能等を有する事業所等の賃貸借契約を締結する日の前日までに事業計画を作成し、市長の確認を受けなければならない。

(事業計画の確認通知等)

第8条 市長は、事業計画が第1条に規定する補助金の交付の目的に適合するか否かを確認し、補助対象事業者に対して、その結果を通知するものとする。

- 2 市長は、必要があるときは、前項の規定による適合する旨の通知に、条件を付すことができるものとする。
- 3 第1項の規定により適合する旨の通知を受けた補助対象事業者は、当該通知を受けた日後6月以内に当該事業所等の賃貸借契約を締結し、かつ、事業を開始しなければならない。ただし、やむを得ない事由により事業計画の確認後、事業の開始までに6月を超える期間を要する場合で、市長の承認を受けたときは、この限りでな

い。

(事業計画の変更及び取下げ)

第9条 第7条の規定により事業計画の確認を受けた補助対象事業者は、当該事業計画に変更が生じたときは、変更した事業計画を作成し、市長の確認を受けるものとする。

2 市長は、変更した事業計画が第1条に規定する補助金の交付の目的に適合するかどうかを確認し、補助対象事業者に対して、その結果を通知するものとする。

3 第7条の規定により事業計画の確認を受けた補助対象事業者が、当該事業計画を取り下げるときは、市長にその旨を申し出なければならない。

(事業計画の承継)

第10条 事業計画の確認を受けた後に、合併、分割その他の事由により、補助対象事業者の当該事業計画を承継しようとする者は、当該補助対象事業者の地位を承継することができる。

2 当該補助対象事業者の地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(企業の進出実績の報告及び補助金の交付申請)

第11条 第8条第1項又は第9条第2項の規定により適合する旨の通知を受けた補助対象事業者は、企業の進出後12月以内にその実績の報告を行うとともに、別に定める交付申請書類により補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行わなければならない。

(交付の決定及びその額の確定)

第12条 市長は、交付申請があったときは、現地調査、企業の進出実績、交付申請書類等により審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及びその額の確定（以下「交付決定等」という。）を行い、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、補助金の不交付を決定し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の場合において、補助金交付の目的達成のために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

(事業の継続義務期間)

第13条 交付決定等を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった研究開発機能等を有する事業所等における事業を、その事業を開始した日から3年間市内（第3条の2第1項に規定する補助対象事業者については、特定エリア内）において継続しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第14条 補助事業者は、交付決定等の内容又は付された条件に不服があるときは、交付決定等の日から14日以内に交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、当該交付決定等は、なかったものとみなす。

(交付の請求)

第15条 補助事業者は、速やかに市長に対して補助金の交付の請求を行うものとする。

(交付)

第16条 市長は、補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定等に基づく事業の変更等)

第17条 補助事業者は、交付決定等に基づく事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において補助金の交付の目的の達成のため必要があるときは、交付決定等の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業者の地位の承継)

第18条 補助事業者が、合併、分割その他の事由により、補助事業者の地位を承継させようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により補助事業者の地位を承継した者は、この告示及びこの告示に基づく補助金の交付の条件を遵守しなければならない。

(交付決定等の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示又はこの告示に基づく補助金の交付の条件を遵守しなかったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の方法により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 第3条第2項各号（第3条の2第2項の規定により準用する場合を含む。）のいずれかに該当するとき。
- (6) 第17条第1項の規定による事業の内容の変更又は廃止その他の事由により、補助金の交付の目的が達成されないと市長が認めるとき。

（返還）

第20条 市長は、前条の規定により、交付決定等を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金について、その返還を命ずるものとする。

2 交付決定等の一部を取り消した場合の補助金の返還額は、第13条に規定する事業の継続義務期間等を勘案して別に市長が定める。

（加算金）

第21条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から返還を命じた補助金が納付された日までの日数に応じ、当該補助金の交付額につき年10.95%の割合で計算した額の加算金の納付を補助事業者を求めることができる。

（継続状況の報告及び調査）

第22条 補助事業者は、この告示の適正な執行を図るため、交付決定等に基づく事業の実施状況について市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告は、原則として交付決定等の日の属する会計年度から第14条に規定する事業の継続義務期間が経過する日の属する年度の翌年度までの間、毎会計年度末までに行うものとする。

3 市長は、第1項の事業の実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して調査を行うことができる。

（補助事業者の責務）

第23条 補助事業者は、交付決定等の内容及びこれに付した条件に従わなければな

らない。

- 2 補助事業者は、補助に係る経理について明確にした帳簿書類を整備し、交付決定等の日の属する会計年度から3年間保存しなければならない。

(その他)

第24条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱第3条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に市長の事業計画の確認を受ける補助対象事業者に適用し、同日前に市長の事業計画の確認を受けた補助対象事業者にあつては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成29年9月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市長の事業計画の確認を受ける補助金の交付について適用し、同日前に市長の事業計画の確認を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条の規定は、この告示の施行の日以後に市長の事業計画の確認を受ける補助金の交付について適用し、同日前に市長の事業計画の確認を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

3 改正後の要綱第11条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市長の事業計画の確認を受ける補助金の交付について適用し、同日前に市長の事業計画の確認を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

産業分野	産業分野の主な産業
ライフサイエンス分野	(1) 医療機器、福祉機器、健康機器、医療技術 (2) 医薬品、保健機能食品
情報通信分野	(1) 情報通信機器、映像機器、音響機器、情報家電、電子部品、デバイス (2) ソフトウェア、情報処理・提供サービス、通信、放送、映像、音声情報
環境分野	(1) 環境関連機器・装置の製造、モニタリング、分析評価 (2) 環境負荷低減技術
ナノテクノロジー・材料分野	(1) 光学機器その他の精密機器 (2) ナノ物質・材料、ナノバイオロジー (3) 先端素材、物質・材料技術
エネルギー分野	(1) 燃料電池、太陽光発電、新エネルギー(バイオマス等) (2) 省エネルギー・エネルギー利用高度化技術
製造技術分野	(1) 高精度加工技術、マイクロマシン技術 (2) 新計測・加工技術、新化学反応技術
社会基盤分野	(1) 防災、危機管理に関する技術 (2) 輸送用機器・旅客、貨物の輸送(自動車、船舶、航空機、鉄道等) (3) 都市基盤整備、住宅供給
フロンティア分野	(1) 衛星通信、地球観測、宇宙開発(資源探査等) (2) 海洋エネルギー、海洋開発(海洋生物資源利用等)
食品関連分野	食料品・飲料品
その他	上記の産業分野に類するものとして、特に市長が認めるもの